



平成 30 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 フマキラー株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 大下 一明  
(コード番号 4998 東証第 2 部)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 佐々木 高範  
(TEL. 0829-55-2112)

### 第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の確定に関するお知らせ

平成 30 年 3 月 2 日開催の当社取締役会において決議いたしました第三者割当による自己株式の処分に関し、割当先より処分予定株式数の一部につき申込みを行う旨通知がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

1. 処 分 株 式 数	336,400株 (処分予定株式数 337,500株)
2. 払 込 金 額 の 総 額	658,089,228円 (1株につき 1,956.27円)
3. 申 込 期 間 (申 込 期 日)	平成30年3月29日(木)
4. 払 込 期 日	平成30年3月30日(金)

#### <ご参考>

1. 上記の第三者割当による自己株式処分は、平成 30 年 3 月 2 日開催の当社取締役会において、公募による自己株式の処分（一般募集）及び当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）と同時に決議されたものであります。当該第三者割当による自己株式処分の内容等については平成 30 年 3 月 2 日付の「自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ」及び平成 30 年 3 月 12 日付の「処分価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 今回の第三者割当による自己株式の処分による自己株式数の推移	
現 在 の 自 己 株 式 数	342,782株 (平成 30 年 3 月 27 日現在)
第 三 者 割 当 に よ る 処 分 株 式 数	336,400株
第 三 者 割 当 後 の 自 己 株 式 数	6,382株

#### 3. 今回の調達資金の使途

上記の第三者割当による自己株式の処分に係る手取概算額 657,089,228 円については、当該第三者割当による自己株式の処分と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額 4,392,607,500 円と合わせ、手取概算額合計 5,049,696,728 円については、以下の通り充当いたします。

- ① 平成 24 年 11 月に、殺虫剤の需要が見込まれる ASEAN 市場における当社グループの事業基盤の強化、事業拡大を目的として、ASEAN 市場において殺虫剤の製造販売を行っていた Technopia Sdn. Bhd. (現社名 Fumakilla Asia Sdn. Bhd.) 及び PT. Technopia Jakarta (現社名 PT. FUMAKILLA NOMOS) の株式を取得、両社を子会社化した際の長期借入金（シンジケートローン）

ご注意:この文書は、当社の第三者割当による自己株式の処分の結果に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

の返済に1,290百万円（平成31年3月期）、その後の平成28年12月に当該東南アジア海外子会社2社の株式を追加で取得、両社を完全子会社化した際の短期借入金の返済に1,800百万円（平成30年3月期）

- ② 新たに設立するミャンマー子会社Fumakilla Myanmar Limitedへの設立にかかる出資金として600百万円（平成31年3月期）。なお、当該ミャンマー子会社への出資金は、ミャンマーにおける新工場建設にかかる土地の購入を含めた工場建設、生産設備資金として充当
- ③ 当社広島工場内における新たな研究開発及び生産施設であるブレーンズ・パークにおける研究開発棟の建設及び生産設備資金に1,359,696,728円（平成31年3月期497百万円、平成32年3月期862,696,728円）

また、上記手取金は、具体的な充当時期までは当社預金口座にて適切に管理いたします。

なお、当社グループの主な設備投資計画については、平成30年3月2日に公表いたしました「自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

ご注意:この文書は、当社の第三者割当による自己株式の処分の結果に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。